

琉球大学

外国人研究者のための生活ガイド

平成 22 年度

目 次

【1】 外国人研究者の身分	2
【2】 査証	3
【3】 外国人研究者のための助成金等	5
【4】 宿舎	6
(1) 琉球大学国際交流会館	
(2) 琉球大学 50 周年記念会館・研究者交流施設	
(3) 民間アパート	
【5】 在留に関わる手続き等	8
(1) 外国人登録	
(2) 在留資格外活動	
(3) 在留期間の更新	
(4) 一時出国及び再入国	
(5) 在留資格の変更	
【6】 健康	11
(1) 琉球大学保健管理センター	
(2) 琉球大学医学部附属病院	
(3) 国民健康保険	
【7】 租税条約	14

【1】外国人研究者の身分

琉球大学で外国人研究者として研究，教育を行う場合，表1のように2種類の身分があります。身分により雇用手続きが違いますので，受入教員と十分連絡をとって手続きを進めてください。

表1

種 類	説 明	該当部局
1. 外国人研究員	学術研究の推進を図るため，本学が招へいし，勤務の契約により常勤の研究員として雇用し，共同研究に参画させる外国人。	医学研究科 熱帯生物圏研究センター
2. 外国人客員研究員	本学における学術研究の国際交流を推進するため，本学において研究活動に従事する外国人。(但し，外国人教師及び外国人研究員を除く)	全部局

【2】査証

日本へ入国しようとする外国人研究者は、自国政府から旅券（パスポート）の発給を受け、原則としてその旅券に日本国大使館・総領事館等（以下「在外公館」と略称）であらかじめ査証を取得した上で来日しなければなりません。

在留資格は、滞在期間、所得の有無等により異なりますので、申請にあたっては該当する資格を査証申請する在外公館に確認してください。

※在外公館リスト（外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/Mofaj/annai/zaigai/list/index.html>）

表2 外国人研究者の種類と在留資格の例

種 類	査証区分	在留資格の例 (在留期間)	本邦において行うことができる活動
1. 外国人研究員	就業査証	教授 (3年又は1年)	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動
2. 外国人客員研究*	一般査証	文化活動 (1年又は6ヶ月)	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(「留学」「就学」「研修」の資格に掲げる活動を除く。)

*滞在が90日以内でも在留資格は『文化活動』になります。

査証を取得するには、外国人研究者（査証申請人）が在留資格に応じて必要書類を在外公館に提出し、査証申請を行います。日本国内においては手続きができません。また、琉球大学（招へい機関）から発行された書類も含めて必要書類は外国人研究者が在外公館へ提出してください。なお、必要書類の詳細は外国人研究者本人が査証申請を行う在外公館へ直接お問い合わせください。

表3 査証申請

在留資格	必要書類
教授	活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書
文化活動	1.学術上若しくは芸術上の活動を行い、又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行おうとする場合 イ.活動の内容及び期間並びに当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料 ロ.学歴、職歴及び活動に係る経歴を証する文書 ハ.在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書 2.専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は技芸を修得しようとする場合 前号に掲げるもののほか、当該専門家の経歴及び業績を明らかにする資料

※査証については、外務省ホームページの「日本国査証（ビザ）案内」

(<http://www.mofa.go.jp/MOFAJ/toko/visa/annai/index.html>) をご覧ください。

《在留資格認定証明書》

外国人研究者が「教授」や「文化活動」の在留資格で日本に上陸しようとする場合、入国審査手続の簡易・迅速化と効率化を図ることを目的として、日本国内の入国管理局にてあらかじめ在留資格に関する上陸条件の適合性を審査し、「在留資格認定証明書」の交付を受けることができます。在留資格認定証明書を交付された外国人研究者が、在外公館において在留資格認定証明書を提示して査証申請をした場合には、在留資格に係る上陸のための条件についての法務大臣の事前申請を終えているものとして扱われるため、査証の発給は迅速に行われます。申請は日本国内からのみで、外国人研究者もしくは代理人が行えます。ただし、在留資格認定証明書は入国を保証するものではありません。

表 4 在留資格認定証明書

提出方法	福岡入国管理局沖縄支局の窓口へ提出
提出者	1. 申請人本人 2. 外国人研究者を受け入れようとする機関の職員(代理人) 3. 日本に居住する本人の親族(『文化活動』のみ)
提出時期	査証申請時に提出できるよう余裕をもって提出する。
手数料	手数料はかかりません。
提出書類	【各在留資格に共通する書類】 ・在留資格認定証明書交付申請書(1通) ・写真(縦4cm×横3cm) ・返信用封筒
	『教授』 1. 次のいずれかで、申請人の日本での具体的活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 (1)受入れ機関との雇用契約書の写し(1通) (2)受入れ機関からの辞令の写し(1通) (3)受入れ機関からの採用通知書の写し(1通) (4)(1)から(3)までに準ずる文書(適宜) 『文化活動』 1. 具体的な活動の内容、期間及び当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料 (1)申請人本人又は受入れ機関が作成した日本での活動内容及びその期間を明らかにする文書(1通) (2)申請人本人が当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料(パンフレット等)(適宜) 2. 学術上又は芸術上の業績を明らかにする資料 3. 申請人の日本滞在中の経費支弁能力を証する文書
標準処理期間	1か月～3か月

※申請の内容について、さらに確認すべき事項がある場合に追加資料の提出を求められることがあります。

※外国語により作成されているものは、日本語訳をつけて提出してください。

※原則として、提出された資料は返却されませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出てください。

※詳細については、福岡入国管理局那覇支局インフォメーションセンターにお問い合わせください。

※在留資格に関する手続き案内については、入国管理局ホームページの「各種手続き案内」(<http://www.immi.moj.go.jp/tetuduki/index.html>)をご覧ください。

※福岡入国管理局那覇支局 インフォメーションセンター
[那覇第1地方合同庁舎の7階にあります。]

那覇市樋川 1-15-15 Tel: 098-831-5497

月～金曜日(休日を除く): 午前9時～正午 午後1時～4時

【3】外国人研究者のための研究助成金等

学術研究の助成，研究者の養成のための資金の支給，学術に関する国際交流の促進を図り，様々な事業が行われています。

○日本学術振興会（JSPS）

- ・「外国人特別研究員」：諸外国の博士号取得直後の若手研究者に対して，日本側受入研究者の指導のもとに研究を行う機会を提供する事業。
- ・「外国人招へい研究者」：我が国の研究者が，外国人研究者を招へいし，協力して研究を行うことを目的とする事業。
- ・「論文博士号取得希望者に対する支援事業」：アジア諸国の大学等学術研究機関に所属している研究者に対し、我が国の大学において、大学院の課程によらず、学位規則の規定に基づく論文提出によって博士の学位を取得することを支援する事業。

※上記事業の詳細およびその他の助成事業については，下記のそれぞれのホームページにて確認をお願いいたします。

- 日本学術振興会（JSPS）：<http://www.jsps.go.jp/>
- 科学技術振興機構（JST）：<http://www.jst.go.jp>

※また，国際課のホームページにも各種助成事業が紹介されていますので，是非ご覧下さい。
(<http://www.jim.u-ryukyu.ac.jp/kokusai/index.html>)

【4】 宿舎

(1) 琉球大学国際交流会館

本学の国際交流会館は、外国人留学生及び外国人研究者への宿泊施設提供、そして国際交流の推進を目的として本学に設置されました。国際交流会館には、千原キャンパス内に位置し、単身棟（研究者用8室、留学生用46室）、研究者世帯棟（6室）、留学生世帯棟（26室）があります。全ての部屋は個室になっており、机、いす、ベッド、書棚、台所、風呂、トイレが備え付けてあります。ただし、部屋が不足しているため、入居できない場合もあります。

国際交流会館の入居申請は、受入予定教員を通して行います。（外国人研究者本人が直接申請することはできません。）

寄宿料及び維持費

(2009 度)

区 分	施設使用料（研究者）		維持費（電気・水道・ガス） 月額
	月額	日額	
単 身 室	¥ 8, 3 1 9	¥ 2 7 7	使用実績額
夫 婦 室	¥ 1 7, 1 4 0	¥ 5 7 1	〃
家 族 室	¥ 2 6, 9 6 9	¥ 8 9 8	〃

*この経費は、変更されることがあります。

また、清掃費・維持費として、以下の料金を徴収します。

	入館清掃料（一括徴収）	共益費（ゴミ処理代）
単 身 室	¥ 1 3, 5 0 0	¥ 1, 5 0 0（月額）
夫 婦 室	¥ 2 4, 0 0 0	
家 族 室	¥ 3 0, 0 0 0	

*入居期間：1月以上1年以内ただし、館長が認めた場合、1月以内とする。

引続き入居を希望する場合は、改めて館長の許可（入居申請書を再度提出）を得ること。

*退去手続：退去しようとする1月前までに「退去届」を館長に提出すること

(2) 琉球大学 50 周年記念会館・研究者交流施設

琉球大学 50 周年記念会館・研究者交流施設は学内外の研究者が交流し、学術研究の一層の連携と促進を図るための交流施設として、多目的室、交流ラウンジ等、及び学外から来学した研究者等のための宿泊室を有する施設です。

研究者交流施設の利用申請は、受入れ予定教員を通して行います。（外国人研究者本人が直接申請することはできません。）

宿泊料金

(2009 年 11 月現在)

宿泊料	料金	宿泊料金（円）		
		施設使用料	附帯使用料	計
シングルルーム		¥ 1, 7 0 0	¥ 1, 0 0 0	¥ 2, 7 0 0
ツインルーム (車いす対応含む)	2人使用	¥ 1, 7 0 0	¥ 1, 0 0 0	¥ 2, 7 0 0
	1人使用	¥ 3, 4 0 0	¥ 1, 2 0 0	¥ 4, 6 0 0

(3) 学外の宿泊施設・民間アパート等

学内の外国人研究者用宿舎は部屋数が限られており、入居が困難な場合があります。学内宿舎を利用しない場合、学外の宿泊施設や民間アパートを利用することになります。

外国人が民間アパートに入居する際、日本の敷金及び礼金の習慣が複雑で理解しにくい場合や、日本語による契約手続き等で不動産業者や家主との意思疎通が困難な場合があります。アパート探しや契約時には、日本人に同伴してもらったり、協力してもらおうとよいでしょう。

《本学周辺の宿泊施設》

○レンタルマンション・マキシ：西原町字上原 243-1F（琉大附属病院近く）Tel:944-1903

○ぎのわんセミナーハウス：宜野湾市志真志 4丁目 2 4-7 沖縄キリスト教センター内
Tel:098-898-4361 Fax:098-897-6963 Email:oki-gsh@nirai.ne.jp
<http://w1.nirai.ne.jp/oki-gsh/>

【5】在留に関わる手続き等

(1) 外国人登録

日本に90日以上滞在する外国人はすべて、「外国人登録法」の定めるところにより、入国後90日以内に外国人登録をしなければなりません。

外国人登録の申請については、居住する市町村役場にてパスポートを提示し、外国人登録申請書に写真2枚(縦4.5cm×横3.5cmの大きさ、6か月以内撮影のもの)を添えて提出します。申請後、およそ2週間後に証明書が発行されます。発行された証明書は常時携帯する義務があります。

もし、証明書の記載事項のうち、氏名、国籍、居住地、在留資格、在留期間に変更がある場合、又は証明書を紛失した場合には、14日以内に市町村役場において変更登録又は再発行の申請をしなければなりません。また、本国の住所、旅券番号、旅券発行月日等の記載事項に変更を生じた場合も変更登録をする必要があります。

この証明書の有効期間は5年間ですので、5年を越えて滞在する場合は、有効期限が満了する日から30日以内に市町村役場において再登録しなければいけません。

一時出国ではなく、再入国許可なしに日本を出国する際は、出国港で入国審査官に外国人登録証明書を返納してください。(市町村役場には返納しません。)

※大学周辺の市町村役場 [月～金 8:30～12:00, 13:00～17:00]

西原町役場

町民課 Tel : (098)945-5012

http://www.town.nishihara.okinawa.jp/main/main_kurashi/kurashi.html

宜野湾市役所

市民課 Tel : (098)893-4411

<http://www.city.ginowan.okinawa.jp/2556/2565/2576/1149.html>

中城村役場

住民生活課 Tel : (098)895-2131

<http://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp/content/section/list/jyuumin.jsp>

(2) 在留資格外活動許可

「教授」や「文化活動」の在留資格の下では、外国人研究者が従事する活動はもっぱら教育や研究活動に限られます。外国人研究者が在留資格で許可された活動以外で収入を伴う活動に従事する場合には、前もって入国管理局から資格外活動の許可をもらうことが義務づけられています。(勤務時間に制限はありませんが、研究活動に支障をきたさないようご注意ください。また職種についても、風俗営業又は風俗関連営業が営まれている営業所(バーやキャバレーなど)以外の場所に限定されています。)ただし、活動によっては資格外活動許可が不要の場合(例えば『教授』の在留資格の者が業としておこなうものではない講演会の謝金を受け取る)もありますので、許可の有無が明確でない場合は、福岡入国管理局那覇支局インフォメーションセンターへお問い合わせください。なお、大学以外から収入を得る活動をする場合には大学において兼業の許可が必要な場合がありますので、活動開始前に受入教員にお問い合わせください。

表5 在留資格外活動許可

提出方法	福岡入国管理局沖縄支局の窓口へ提出
提出者	申請人本人
提出時期	現に有している在留資格に属さない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行おうとするとき
手数料	手数料はかかりません。
必要書類等	・ 資格外活動許可申請書(1通) ・ 当該申請に係る活動の内容を明らかにする書類(1通) ・ 旅券、外国人登録証明書等
標準処理期間	2週間～2か月

(3) 在留期間の更新

許可された在留期間（滞在期間は、パスポートにある「上陸許可証印」に記載されており、上陸許可を受けた翌日から起算されます。）を越えて日本に滞在したい場合は、在留期間更新許可の申請をして許可を受けなければなりません。（本学での外国人研究員あるいは外国人客員研究員としての許可期間も終了する場合は、受入教員を通じて別途許可期間延長の手続きを行ってください。）

在留期間更新の申請の際、パスポートに「申請中」の印鑑が押されます。更新が許可される前に在留期間が満了する場合も、その印鑑をもって滞在が認められることとなります。

表6 在留期間更新

提出方法	福岡入国管理局沖縄支局の窓口へ提出
提出者	申請人本人
提出時期	在留期間の満了する日以前（在留期間の満了する2ヶ月前から）
手数料	許可されるときは4,000円が必要です。（収入印紙で納入）
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在留期間更新許可申請書（1通） ・ 旅券及び外国人登録証明書（登録している方） <p>『教授』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次のいずれかで、具体的活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 (1)在職証明書(1通), (2)雇用契約書の写(1通), (3)辞令の写(1通), (4)(1)から(3)までに準ずる文書(適宜) 2. 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの） <p>『文化活動』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 具体的な活動の内容、期間及び当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料 (1)申請人本人又は受入れ機関が作成した日本での活動内容及びその期間を明らかにする文書(1通) (2)申請人本人が当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料（パンフレット等）(1通) 2. 申請人の日本滞在中の経費支弁能力を証する文書
標準処理期間	2週間～3か月

※申請の内容について、さらに確認すべき事項がある場合に追加資料の提出を求められることがあります。

※外国語により作成されているものは、日本語訳をつけて提出してください。

(4) 再入国許可

母国又は第三国訪問のため一時的に日本を離れる場合は、日本に再入国するための許可が必要になります。この許可を受けずに出国すると、在外日本公館にて新たに査証（ビザ）を取得しなければ日本への再入国ができなくなるので、必ず日本を出国する前に福岡入国管理局那覇支局にて再入国許可を受けなければなりません。

再入国許可は、原則として1回限り有効ですが、頻繁に渡航する理由がある場合は、数次再入国の許可を受けることができます。

表 7

提出方法	福岡入国管理局沖縄支局の窓口へ提出
提出者	申請人本人
提出時期	出国する前
手数料	許可されるときは3,000円(一回限り),若しくは6,000円(数次)が必要です。(収入印紙で納入)
必要書類等	・再入国許可申請書(1通) ・旅券及び外国人登録証明書
標準処理期間	当日

(5) 在留資格の変更

外国人が現在行っている活動をやめて在留資格で許可された活動以外の新しい活動をするには、在留資格を変更する許可を受けなくてはなりません。例えば、『文化活動』の在留資格で本学での研究活動を終了した後、日本国内の大学で教授として場合、『教授』への資格変更許可を取得しなければなりません。しかし、許可申請をしても必ず許可されるとは限りません。

在留資格の変更を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続きに従って法務大臣に対し、在留資格の変更許可申請をしなければなりません。変更許可申請は資格変更の事由が生じたときから在留期間満了日以前までに行います。提出書類は新しい活動(在留資格)によって異なるので、福岡入国管理局那覇支局インフォメーションセンターに照会してください。

※在留資格に関する手続き案内については、入国管理局ホームページの「各種手続き案内」(<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>)をご覧ください。

※福岡入国管理局那覇支局 インフォメーションセンター
[那覇第1地方合同庁舎の7階にあります。]

那覇市樋川 1-15-15 Tel : 098-831-5497

月～金曜日(休日を除く): 午前9時～正午 午後1時～4時

【6】健康

沖縄は、比較的気温が高く湿気も多いので、沖縄の気候に慣れない外国人が体調をくずすことがあります。また日本や沖縄の食べ物があわなくて、食事をきちんととれないことや、研究活動が忙しくて規則正しい生活ができない外国人もいます。日本での生活におけるいろいろな問題や悩み、あるいはカルチャーショックにより体の不調をひきおこす場合もあります。

外国人研究者の健康管理のため、次のような施設や制度があります。

(1) 保健管理センター

千原キャンパス内にある保健管理センターは、本学学生や教職員・研究員の健康維持や増進を目的として設置されています。簡単な治療、薬、健康診断や応急処置が必要な場合、または健康相談を希望する際に利用できます。(診療は無料です。)

保健管理センター(体育館のとなり)

Tel: (098) 895-8144

月～金曜日 午前8時30分～午後5時(昼食時間: 正午～午後1時)

(2) 琉球大学医学部附属病院

上原キャンパスには大学附属病院があります。附属病院の外来診察の受付は、午前11時までとなっています。また、診療科によって曜日が異なるので、詳細については、附属病院にお問い合わせください。

琉球大学附属病院

Tel: (098)895-3331

月～金曜日 午前8時30分～11時(外来患者受付)

ホームページ: <http://www.hosp.u-ryukyu.ac.jp/>

(各診療科の診療日: <http://www.hosp.u-ryukyu.ac.jp/sma/department/index.html>)

[内科, 外科, 脳神経外科, 整形外科, 産科婦人科, 小児科, 皮膚科, 泌尿器科, 耳鼻咽喉科, 眼科, 精神科神経科, 放射線科, 麻酔科, 歯科口腔外科]

*病院に初めて行く場合やあまり日本語がわからない場合は、できるだけ日本人と一緒に病院へ行くことを勧めます。救急病院についての情報(場所, 診療時間, 診療科など)は地方新聞(沖縄タイムス, 琉球新報)に毎日掲載されています。また、救急車がどうしても必要な場合には、119番に電話してください。ただし、救急車の濫用は避けてください。

◆以下は、大学の近くにあるいくつかの主な病院です。診療科によって診察の曜日や時間が違うので、詳細については病院にお問い合わせください。

*宜野湾記念病院 宜野湾市宜野湾3-3-13 Tel: (098)893-2101

[受付時間]

月～金: 午前8時30分～12時, 午後2時～6時

土曜日: 午前8時30分～12時

※土曜午後, 日曜休診。診療科により診療時間, 曜日が異なるので, 受診の際はホームページ又は電話にて受付時間の確認をしてください。

[内科, 外科, 循環器科, 呼吸器科, 眼科, 脳外科, 心臓血管外科, 整形外科, 皮膚科, 消化器科, 心療内科, リハビリテーション科]

ホームページ: <http://www.ginowan-kinen.or.jp/>

*アドベンチスト・メディカルセンター 西原町幸地 868 Tel : (098)946-2833

〔診療時間〕

月～木：午前9時～11時30分，午後2時から4時30分

日：午前8時～11時，午後2時～4時

金曜日：午前9時～11時30分

※全診療科目にて英語での受診可能。金曜午後，土曜，祝祭日休診。通常は診療開始1時間前より受付ですが，診療科により診療時間，曜日が異なるので，受診の際はホームページ又は電話にて受付時間の確認をしてください。

〔内科，外科，整形外科，産婦人科，小児科，皮膚科，消化器科，循環器科，呼吸器科，
歯科，矯正歯科，小児歯科，口腔外科，リハビリテーション科〕

ホームページ：<http://www.amc.gr.jp/>

*ハートライフ病院 中城村伊集 208 Tel : (098)895-3255

〔受付時間〕

月～金：午前8時30分～11時30分，午後12時～5時

土：午前8時30分～11時30分

※土曜午後，日曜休診。24時間救急指定病院。診療科により診療時間，曜日が異なるので，受診の際はホームページ又は電話にて受付時間の確認をしてください。

〔内科，呼吸器内科，循環器内科，消化器内科，小児科，産婦人科，外科，大腸肛門科，
整形外科，脳神経外科，泌尿器科，耳鼻咽喉科，眼科，リハビリテーション科，皮膚科，
放射線科，麻酔科〕

ホームページ：<http://www.heartlife.or.jp/>

(3) 国民健康保険

日本に1年以上滞在，または滞在予定のすべての外国人は，国民健康保険へ加入する義務があります。(日本での滞在が1年未満の人は加入できません。)国民健康保険に加入すると年間保険料を支払う必要がありますが，医療費の自己負担が3割になります。

国民健康保険は，外国人が居住する市町村役場で申請します。(申請時に外国人登録証明書を提示します。申請時には，保険料は支払いません。)保険証は各市町村で発行され，また保険料も市町村によって異なります。(例えば，平成20年度の西原町の保険料は，所得がない人の場合，年間約15,000円でした。)

法的には，保険に加入する際，市町村に居住している期間，つまり外国人研究者が当該市町村に引っ越して役場に住所を登録した日付にさかのぼって保険料が請求されることになっています。(保険加入の申請日からではありません。)たとえその期間に一度も病院に行ったことがない場合でも，その保険料を支払わなければいけません。(加入前に病院で診療を受け自分で医療費を全額支払った場合，事情によってはその金額に対する払い戻しができることもあります。)よって，渡日後，あるいは他の市町村に引っ越した場合も，14日以内に国民健康保険に加入してください。(市町村によっては，渡日後，外国人登録が完了してから国民健康保険に加入することがあります。この場合は，加入前に診療を受けて支払った医療費について後日払い戻しすることができます。)

国民健康保険証は，発行月日に関係なく毎年3月31日が有効期限となっているので，3月末までに保険証を更新する必要があります。(市町村によっては，新しい保険証を郵送します。保険証を更新しないと，4月1日以降は使えなくなります。)

外国人研究者が帰国するとき又は他の市町村へ引っ越す場合は，必ず保険証が発行された役場に行き，保険証を返却しなければなりません。(返却しないと，引っ越した後でも保険料を請求されます。)

国民健康保険については，外国人研究者が居住する市町村役場の国民健康保険課にお問い合わせください。

※ 大学周辺の市町村役場 [月～金 8:30 ~ 12:00, 13:00 ~ 17:00]

西原町役場 健康推進課国民健康保険係 Tel : (098)945-4791
http://www.town.nishihara.okinawa.jp/main/main_kurashi/kurashi.html

宜野湾市役所 国民健康保険課 Tel : (098)893-4411
<http://www.city.ginowan.okinawa.jp/2573/2712/1145.html>

中城村役場 福祉保険課 Tel : (098)895-2131
<http://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp/content/section/list/kenkoufukushi.jsp>

【7】租税条約

外国人研究者が受ける給与、賞与、又は謝金等の報酬で、国内の役務提供に起因する所得（国内源泉所得という）に対しては課税されません。しかし、日本と租税条約を締結している締結相手国に居住している外国人研究者については、課税の免除申請ができます。

現在、日本と租税条約を締結している国、地域は表9のとおりです。租税条約は締結相手国により内容が異なることがあるため、適用に当たっては、事前に自国の税務署等に問い合わせてください。

また、母国の税率が高い場合等、租税条約を適用しない方が良い場合もあるので、租税条約の適用を希望するかどうか受入教員へお知らせください。

なお、米・英・仏・豪国に居住する外国人研究者については、「特典条項に関する付表」及び「居住者証明書」の提出が必要となります。「居住者証明書」は外国人研究者本人が取得する必要があるため、申請から取得まで2～3ヶ月以上かかることが多いので、租税条約を適用する場合にはご注意ください。

表8(平成21年10月現在)(財務省ホームページより)

地域	日本と租税条約を締結している国・地域
東・東南アジア(8)	インドネシア、ベトナム、韓国、シンガポール、タイ、中国、フィリピン、マレーシア
南アジア(4)	インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ
大洋州地域(3)	オーストラリア、ニュージーランド、フィジー
中近東地域(3)	イスラエル、エジプト、トルコ
アフリカ地域(2)	ザンビア、南アフリカ
欧州地域(15)	アイルランド、イギリス、イタリア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ルクセンブルク
北米(2)	アメリカ、カナダ
中南米(2)	ブラジル、メキシコ
東欧・旧ソ連(17)	アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、キルギス、グルジア、スロバキア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、モルドバ、ルーマニア、ロシア

*旧ソ連との条約が継承されているため、45条約に対し、56カ国適用となっている。

※租税条約締結国は、財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/182.htm> にて最新情報を確認してください。

表9 租税条約に関する届出

給与の支給を受ける場合	提出時期	給与の支払を受ける日の前日まで。提出後その記載事項に移動が生じた場合も同様。
	提出方法	給与を受ける者は届出書を正副2部作成し、その報酬の支払者に提出し、その支払者は、正本を北那覇税務署に提出する。
	提出書類	租税条約に関する届出書 (教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税の免除)
	添付資料	米・英・仏・豪国に居住する外国人研究者は、「特典条項に関する付表」及び「居住者証明書」を添付する。

* 学術振興会の特別研究員に支払われるものは滞在費であり、課税の対象外となっています。

※租税手続き案内については、国税庁ホームページの「源泉所得税（租税条約）関係税務手続きの案内」

(<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/mokuji2.htm>)をご覧ください。

※北那覇税務署

浦添市宮城 5-6-12 Tel : 098-877-1324

月～金曜日（休日を除く）：午前8時30分～午後5時